



島根県報

平成27年3月31日（火）

号外第76号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則

（水 産 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則（規則第39号）

1 規則の概要

新規漁業着業支援運転資金及び長期漁船建造資金に係る融資利率を改めることとした。（別表関係）

2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第39号

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則

島根県漁業振興資金融資規則（平成12年島根県規則第102号）の一部を次のように改正する。

別表新規漁業着業支援運転資金の項中「2.25パーセント」を「2.15パーセント」に改め、同表長期漁船建造資金の項中「1.7パーセント」を「1.4パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の島根県漁業振興資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後の知事の認定に係る融資について適用し、同日前の知事の認定に係る融資については、なお従前の例による。